

「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業における食育教材作成業務 企画提案書作成要領

広島県が実施する「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業における食育教材作成業務」に関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

なお、「「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業における食育教材作成業務委託仕様書」の趣旨に沿って提案すること。

1 企画提案時の提出物

- (1) 企画提案書（別紙様式1） ······ 正本1部、副本12部
- (2) スケジュール（別紙様式2） ······ 正本1部、副本12部
- (3) 見積書（別紙様式3） ······ 正本1部、副本12部
- (4) (1)、(2) 及び (3) のデジタルデータ（PDF形式）

※内容を網羅していれば、類似様式での提出も可

2 作成要領

(1) 一般事項

- ア 用紙は、原則A4版両面使用とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- イ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 専門的な知識を持たない者でも理解できるように極力わかりやすい表現で記載すること。
- エ 審査の公正を期すため、提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。会社名を記載する場合は「当社」と記述すること。

(2) 提案書について

ア 業務推進にあたっての基本的な考え方

県が示すコンセプト等を踏まえ、当業務の実施に当たっての基本的考え方、ポイントを記述すること。また、県が示す目的を達成するための戦略を記述すること。

イ 目標設定

次の項目ごとに、業務の目標数値及び目標数値を達成するための行動目標を設定すること。

なお、数値等は、仕様書に反映することになるので、留意して記載すること。

業務名	目標数値	目標を達成するための行動目標
5(2)ア 副読本 の制作に係る指標	品目数・クイズやコラム等楽しく学べる要素の数	(必要に応じて設定すること)
5(2)イ 動画コンテンツの制作に係る指標	制作本数（6本以上）	(必要に応じて設定すること)
5(3)ア 学校での活用促進のための資材制作に係る指標	活用促進資材制作件数 (ワークシート、ノベルティ等)	(必要に応じて設定すること)

5 (3) イ 学校以外での活用の促進(自由提案)に係る指標	動画 PV 数、エンゲージメントなど	(必要に応じて設定すること)
--------------------------------	--------------------	----------------

ウ 教材の制作

仕様書5 (2) ア 副読本について、小学生の低・中・高学年それぞれが、学校での授業や食育活動を通じて、県産農林水産物や農林水産業、地域に関する理解を深め、愛着を持つもらうような内容となるよう具体的に提案すること。

仕様書5 (2) イ 動画コンテンツについて、中学生が、県産農林水産物や農林水産業、地域に関する理解を深め、愛着を持つことに加え、これから職業選択をしていくうえで、農林水産業など広島の食に関わる業界に興味を持つきっかけになるよう、圃場における先進技術を活用した収穫風景を使用する等、児童生徒が関心を持って視聴できるような内容を意識して具体的に提案すること。

内容の検討にあたっては、県内各教育委員会、小中学校、生産者団体等関係機関の意見を反映させるなど有効性が期待できる内容となるよう工夫すること。

エ 教材の活用促進に向けた方策

仕様書5 (3) ア 学校での活用促進のための資材制作について、栄養教諭等が産地の特徴、品種や季節等による違いなど、給食で提供される県産農林水産物等について、児童生徒にわかりやすく伝え、興味を持たせるために役立つ内容となることを意識して提案すること。

仕様書5 (3) イ 学校以外での活用の促進について、児童生徒の保護者や子育て世代向けに幅広く食育活動を推進できるように、目標数値を含めて、具体的な内容を提案すること。

オ スケジュール

目標を達成するための詳細スケジュールを提示すること。

なお、アウトカムあるいはアウトプットの時期から逆算して、いつまでに、何ができるいなければいけないのかを明確にして記載すること。

各教材について、学校給食への県内農林水産物の供給開始時期である9月ごろから各学校へ提供開始することを想定している。

これを踏まえて、仕様書5 (2) ア 副読本及び5 (2) イ 動画コンテンツのうち①基礎編については、当該時期に間に合うような納品時期を目安として提案すること。

ただし、旬や収穫時期等の都合により、制作・納品時期を9月以降とする場合は、理由を付して提案書に記載し、県に事前協議し、合意を得た上で取材・制作を進めるものとする。

仕様書5 (3) ア 学校での活用促進のための資材制作についても、当該時期に合わせた提供ができるよう、可能な限り納品時期を早めに設定すること。

いずれの場合も、各教材等の納品期限は12月28日までとする。

カ 実施体制

責任者、副責任者を記載すること。

実施体制と役割分担を具体的に記載すること。

配置者の経験や実績、資格等具体的に記載すること。

キ 類似業務の実績

過去3年以内に、食に係る副読本や動画コンテンツの制作等、仕様書5（2）のア、イ及び（3）のア、イに類似する業務実績がある場合は、記載すること。

（3）見積書について

業務を実施するために必要な経費を記載した見積書とその内訳書を提出すること。

仕様書5に掲げる業務の区分ごとに、内訳を整理すること。